

令和2年5月1日

保護者の皆様へ

千代田区教育委員会

緊急事態宣言発令にかかる区立小中学校の臨時休業期間の延長について

保護者の皆様には、平素より区教育行政に格別のご理解とご協力を賜りありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした対応により、多大なご負担やご心配をおかけしていることと存じますが、現在、大変重大な局面を迎えておりますので、引き続きのご協力をお願い申し上げます。

このたび、4月30日に開催された千代田区新型コロナウイルス感染症対策本部の決定を受け、区教育委員会といたしましては、区立小中学校の対応を下記により実施することとしましたのでご案内いたします。

記

1 区立小中学校の対応について

令和2年5月7日（木）から令和2年5月31日（日）までを新たな臨時休業期間といたします。

2 臨時休業中における教育活動について

(1) 学習について

各学校において「週ごとの指導計画」を作成し、毎週ホームページに掲載いたします。また、学校や担任からのメッセージを記載する等、子どもが学校とのつながりを意識できるよう、工夫してまいります。

(2) 児童・生徒の状況確認等

児童・生徒の健康状況等を把握するため、担任等から定期的にご家庭に電話連絡をいたします。

3 その他

今後、状況に応じて対応が変わる可能性があります。連絡方法については、次のいずれかの方法で行う予定です。

① 千代田区ホームページ（「千代田区」で検索してください。）

② 緊急連絡メール

【問い合わせ】

| | | |
|--------------|-----------|-------------------|
| （学校保健に関すること） | 学務課学校運営係 | 5 2 1 1 - 4 3 5 7 |
| （教育活動に関すること） | 指導課統括指導主事 | 5 2 1 1 - 4 2 8 6 |
| （特別支援に関すること） | 学務課指導主事 | 5 2 1 1 - 3 6 6 6 |

(その他に関すること) 子ども総務課子ども総務係 5 2 1 1 - 4 2 7 3